

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-1
処分の種類	無許可工事の変更、現状回復命令			
根拠法令条例等・条項	水産資源保護法第18条第2項			
処分の概要	水産資源保護法第14条に規定する保護水面の水域内において、無許可の工事に対する変更、現状回復命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】水産資源保護法第18条 (工事の制限等)</p> <p>第十八条 保護水面の区域(河川、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域、同法第五十六条第一項(港湾区域の定めのない港湾)の規定により都道府県知事が公告した水域若しくは排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第九条第一項(特定離島港湾施設の存する港湾における水域の占用の許可等)の規定により国土交通大臣が公告した水域(第五項において「港湾区域」と総称する。))に係る部分を除く。)内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事又は農林水産大臣は、前項の許可を受けないでされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、河川若しくは指定土地に関する第一項に掲げる工事をし、若しくはさせようとする場合又はこれらの工事について河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条(河川使用の許可等)の規定による許可若しくは砂防法第四条(指定土地における一定行為の禁止、制限)の規定による制限に係る許可をしようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条(採取計画の認可)に規定する河川管理者は、同条の採取計画又は変更後の採取計画に基づいて行なう工事が第一項に掲げる工事に該当し、かつ、保護水面の区域内においてされるものである場合において、当該採取計画又は採取計画の変更について同条又は同法第二十条第一項(変更の認可)の規定による認可をしようとするときは、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣若しくは港湾管理者(港湾法第二条第一項(港湾管理者の定義)に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)が港湾区域内における第一項に掲げる工事をしようとする場合又はこれらの工事について港湾管理者が同法第三十七条第一項(港湾区域内の工事の許可)の規定による許可をし、若しくは同条第三項(港湾区域内の国等の工事についての特例)の規定による協議に応じ、都道府県知事が同法第五十六条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第三項(港湾区域の定めのない港湾への準用)の規定による協議に応じ、港湾管理者が同法第五十八条第二項(公有水面埋立法との関係)の規定により公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の規定による都道府県知事の職権を行い、若しくは国土交通大臣が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第九条第一項の規定による許可をし、若しくは同条第五項(特定離島港湾施設の存する港湾における国等の工事についての特例)の規定による協議に応じようとする場合において、当該工事が保護水面の区域内においてされるものであるときは、国土交通大臣、港湾管理者又は都道府県知事は、政令の定めるところにより、あらかじめ、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に協議しなければならない。</p> <p>6 保護水面の区域内において水産動植物の保護培養のため特に必要があるときは、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣は、政令の定めるところにより、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者に対し、当該区域内における第一項に掲げる工事又はその工事により施設された工作物に関し必要な勧告をすることができる。</p> <p>○水産資源保護法施行令第1条 (工事の許可の申請)</p> <p>第一条 水産資源保護法(以下「法」という。)第十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書に、当該工事の事業計画書及び設計書並びに当該工事が他の法令に基く行政庁の許可、免許その他の処分を要するものであるときは、当該処分のあつたことを証する書類を添えて、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所 二 保護水面における工事の概要及びその区域 三 工事をしようとする理由</p> <p>○平成6年8月9日水産庁振興部振興課事務連絡「水産資源保護法第18条第1項に基づく許可に関する審査基準の策定にあたり留意すべき事項について」</p>			
基準の制定根拠	—			